

新濃尾（二期）農地防災事業
新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事（第2回変更）

現場説明事項

(別紙)

契 約 に 係 る 事 項

1 工種区分

本工事の積算基準における工種区分は、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準」別紙の別表1工種区分に掲げる「河川工事」を適用している。橋梁架設については、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」別紙の第4「鋼橋製作架設工事」を適用している。

2 工期

本工事の積算上の工期は、令和6年9月15日～令和7年5月31日（259日間）としている。

3 単価適用年月

本工事の単価適用年月については「令和6年4月」を考えている。

4 良質土の定義

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土（山土砂等）をいう。

5 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

特別仕様書第5章5に示す土取場等からの土の運搬距離は、次のとおり見込んでいる。

	搬出元	搬出先	距離(km)
1	土取場（仮設ヤード⑨）	仮締切ポンプ設置箇所（仮設ヤード①）	1.9
2		進入路（仮設ヤード③）	1.3
3	ブロック積施工箇所（1工区）	流用土仮置場（仮設ヤード②）	0.4
4	ブロック積施工箇所（2工区）	流用土仮置場（仮設ヤード②）	0.4
5	流用土仮置場（仮設ヤード②）	建設発生土置場 （春日井市上田楽地内）	3.9
6	仮締切ポンプ設置箇所（仮設ヤード①）	流用土仮置場（仮設ヤード⑨）	1.9
7	進入路（仮設ヤード③）	流用土仮置場（仮設ヤード⑨）	1.3

6 既設構造物撤去に伴う金属類の取扱い

特別仕様書第5章6に示す金属類受入地（小牧下末仮置場）までの距離は、2.4kmを見込んでいる。

7 支給材料

特別仕様書第7章2に示す支給材料の引渡し場所から現場までの距離は、7.4kmを見込んでいる。

8 貸与品

特別仕様書第8章2に示す貸与品の引渡し場所から現場までの距離は、0.7kmを見込んでいる。

9 建設資材廃棄物処分の数量

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊、プラスチック廃材、汚泥、玉石等）の数量については、実績数量を踏まえ変更協議する場合がある。

玉石については、建設発生材受け入れ地を検討しているため、その結果により変更協議する場合がある。

10 橋梁工（北屋敷橋）

（1）資材調達等について

橋梁工（北屋敷橋）の上部工については、単純角形鋼管床版橋形式を考慮しており、調達に係る期間は、180日間を想定している。

受注者は、社会情勢等の変化に起因して調達に遅延が生じるおそれがある場合には、その調達等に係る期間が明らかになった時点で発注者と協議するものとする。

（2）道路管理者との協議について

北屋敷橋の地覆に設置する防護柵、橋面舗装と既設市道とのすり付け等については、関係機関と協議中であるため、その結果により変更協議する場合がある。

（3）橋台基礎杭について

橋台基礎杭の鉄筋工については監督職員と協議のうえ工法を決定するものとし、追加費用が発生する場合は契約変更の対象とする。

11 水替工

（1）常時排水について

特別仕様書第5章4の水替工（工事区域内の常時排水）については、以下のとおり見込んでいる。運転日数については、実績を踏まえ変更協議する場合がある。

また、仮廻水路の敷設にあたり追加工事（材料加工を含む）が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

	設置箇所	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	ヤード①	常時排水	200mm×1台 250mm×2台	145日間
2	1工区	常時排水	200mm×1台	129日間
3	2工区	常時排水	200mm×1台	144日間

(2) 河川排水について

特別仕様書第11章18における「現場内に湛水した水（降雨等により薬師川の水位が上昇し、大型土のうによる河川仮締切工を超えた河川水）」については、過年度工事の実績から以下のとおり見込んでいる。運転日数については、実績を踏まえ変更協議する場合がある。

	設置箇所	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	1工区	作業時排水	200mm×1台	10日間
2	2工区	作業時排水	200mm×1台	10日間

(3) 常時締切（大型土のう）について

特別仕様書第10章19における大型土のうによる常時締切については、仮設ヤード③の工事進入路に6袋設置する計画である。河川内作業期間中の設置・撤去に係る回数は、82回を計上している。

なお、常時締切（大型土のう）の設置・撤去日数については、実績を踏まえ変更協議する場合がある。

12 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

13 工事中進入路

仮設ヤード③の入り口については、関係者と協議中であるため、その結果により変更協議する場合がある。

14 地山補強土工の積算について

地山補強土工の積算については、PAN WALL工法協会の標準積算資料（2023年度版）を採用している。

作業に当たっては歩掛調査を実施し、歩掛の検証を行うものとする。

なお、現場管理費、一般管理費等の諸経費については農林水産省土地改良工事積算基準を適用している。

15 既設構造物の取り壊しについて

既設重力式擁壁及び北屋敷橋下部工の取り壊しについては、現地確認の上、監督職員と

協議すること。

16 現場環境（快適トイレ）の整備について

特別仕様書第15章10に示す快適トイレに要する費用については、共通仮設費の営繕費（積上げ）として51,000円/基・月（税抜き、男女別）を見込んでいる。

※下線部は変更箇所